

2023年10月3日  
日本原子力発電株式会社

東海第二発電所緊急時対策所設置に係る東海発電所廃止措置計画認可申請書の変更について  
(軽微な変更に応ずること)

東海第二発電所発電用原子炉設置変更許可申請書(平成30年9月26日変更許可)(以下「東二設置許可」という。)において、東海第二発電所の重大事故等発生時に東海発電所が同時発災(重大事故ではない火災等)した際に各発電所における事故収束対応を行うために、東海発電所との共用施設とすることも含めて重大事故等を考慮した緊急時対策所の設置が許可された。

東二設置許可の内容を受け、東海発電所側の対応として緊急時対策所を東海第二発電所との共用施設に位置付けること、また、緊急時対策所の利用を目的として当社が隣接事業所より権利を取得する土地を敷地に追加するため、東海発電所廃止措置計画認可申請書(令和3年3月31日変更認可)(以下「廃止措置計画」という。)の変更を計画している。

本変更は、東海第二発電所緊急時対策所の運用開始までに変更することを目標に準備を進め、今般、東海第二発電所保安規定の変更認可申請において緊急時体制の整備に関する条文の変更を行い、東海第二発電所緊急時体制の運用が具体化することから、それに合わせて東海発電所の廃止措置計画に反映するものである。

東海発電所は廃止措置中であり、かつ、全ての核燃料は敷地外に搬出済みであるため重大事故等は発生しないことから、既存の緊急時対策所でも対応可能であり、東海発電所としては重大事故等を考慮した緊急時対策所は不要であるが、前述のとおり東海第二発電所と同時に発災し、各発電所での対応が必要となる場合は、災害対策本部長(東海発電所・東海第二発電所兼務)指揮の下、事故収束対応を行うために共用施設とするものである。

このことから、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第百十八条第一項に定める、廃止措置の実施に伴う災害の防止上支障のない変更に応ずるものとする。

したがって、今回の廃止措置計画の変更は届出で対応したい。

以上

**【参考】実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則(抜粋)**

第百十八条 法第四十三条の三の三十四第三項において準用する法第十二条の六第三項ただし書に規定する原子力規制委員会規則で定める軽微な変更は、廃止措置の実施に伴う災害の防止上支障のない変更とする。